

有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 16 年 12 月 20 日
農 林 水 産 省

1 見直しの趣旨

JAS 法第 9 条の 2 の規定及び平成 13 年 11 月に農林物資規格調査会で決定した「JAS 規格の制定・見直しの基準」に基づき、有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号及び 60 号）について、所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格について、

(1) 第 4 条「生産の方法についての基準」について、解釈に混乱が生じないよう、より具体的に規定する

(2) 転換期間中有機農産物加工食品に名称表示を義務付ける

(3) 別表に掲げられている資材について、コーデックスガイドラインとの適合を図りつつ整理する

等の改正を行う。

有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて

見直しの基準 2 (1) (廃止の是非を検討するに当たっての基準) に該当している項目

ア 見直しを行う年度の過去 2 ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の 4 年度前の小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	該当せず (平成 1 3 年度から有機 J A S 規格に基づく有機食品が流通しているが、その格付数量は大幅に増加し、市場規模は拡大している (国内格付実績 13 年度 77 千トン → 15 年度 118 千トン) 。なお、小売販売額に関する資料はない。)
イ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	該当せず (複数の都道府県で格付)

有機農産物加工食品の日本農林規格の改正概要

1 生産の方法についての基準の変更（第4条） （生産の方法についての基準）

事 項	改正案	現 行
原材料の使用割合	1 <u>原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める有機農産物及び有機農産物加工食品以外の農産物、畜産物又は水産物並びにこれらの加工品の重量の割合が5%以下であること。</u> 2 [略]	1 <u>食塩及び水の重量を除いた原材料のうち有機農産物及び有機農産物加工食品以外の農産物、畜産物又は水産物及びその加工品の重量に占める割合が5%以下であること。</u> 2 [略]

- ・ 非有機原材料の使用の割合算定において、加工助剤の除外（最終製品に残留しないため）を明確化する。

事 項	改正案	現 行
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工の方法は、別表1に掲げる食品添加物を使用する場合を除き、<u>物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されるものを利用した方法を除く。）</u>によること。 2 <u>病虫害の防除、食品の保存、病原菌の除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。</u> 3 <u>病虫害の防除は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されるものを利用した方法を除く。）</u>によること。ただし、物理的方法又は生	1 製造又は加工の方法は、別表1に掲げる食品添加物を使用する場合を除き、<u>物理的又は生物の機能を利用した方法（使用する酵素等は組換えDNA技術を用いて生産されるもの以外のもにに限る。）</u>によること。 2 <u>病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。</u> 3 <u>病虫害の防除に使用する薬剤は別表2に掲げるもののみを使用すること。</u>別表2に掲げるものを使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止されていること。

	<u>物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合は、別表 2 に掲げる薬剤（組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く。）のみが使用されていること。また、別表 2 に掲げるものを使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止されていること。</u> 4 原材料として使用される有機農産物又は有機農産物加工食品は、他の農産物又は加工食品と<u>混合しないように</u>管理されていること。 5 <u>原材料の基準、原材料の使用割合の基準及び上記 1 から 4 までの基準に従って製造され又は加工された食品が農薬、洗剤、消毒剤その他の薬剤と接触しないように</u>管理されていること。	4 原材料として使用される有機農産物又は有機農産物加工食品は、他の農産物又は加工食品と<u>混合するおそれのないよう</u>管理されていること。 5 <u>製造又は加工された有機農産物加工食品が農薬、洗剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように</u>管理されていること。
--	---	--

- ・ 事項名において、その他の工程として保管工程が含まれることを明確化する。
- ・ 酵素を食品添加物（別表 1）に規定したことに伴い生物の機能を利用した方法から除外する。
- ・ 病虫害の防除において、薬剤の使用よりも物理的・生物的方法を優先すべきこと、組換え DNA 技術の排除を明確化する。
- ・ 本条を網羅した時点で初めて有機農産物加工食品と表現できるものであるため、基準中の有機農産物加工食品の表現を修正する。
- ・ 農薬は汚染物質ではないため、表現を修正する。

2 有機農産物加工食品の名称及び原材料名の表示の変更（第5条）

（有機農産物加工食品の名称及び原材料名の表示）

区 分	改正案	現 行
名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「<u>有機農産物加工食品（○○）又は「○○（有機農産物加工食品）」</u> (2)、(3) [略] 2 前項の規定に<u>かかわらず</u>転換期間中有機農産物又は転換期間中有機農産物を製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1に定めるところにより記載する名称の前又は後に「<u>転換期間中</u>」と記載し、<u>名称の表示を行わなければならない。</u>	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (2) 「<u>有機農産物加工食品</u>」 (2)、(3) [略] 2 前項の規定に<u>係わらず</u>転換期間中有機農産物又は転換期間中有機農産物を製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1に定めるところにより記載する名称の前又は後に「<u>転換期間中</u>」と記載<u>すること。</u>

- ・ JAS法に基づく告示である加工食品品質表示基準において、名称の表示として一般的な名称を表示することを義務づけているため整合性を図る。
- ・ 有機JASマークのみで「転換期間中有機農産物加工食品」の表示を行わない場合、有機農産物加工食品との表示上の区別がつかないため、転換期間中有機農産物加工食品については名称の表示を義務付ける。

3 別表1の変更

（食品添加物（基準）：改正部分抜粋）

改正案	現 行
<u>炭酸ナトリウム及び炭酸水素ナトリウム</u>	炭酸ナトリウム
<u>炭酸アンモニウム及び炭酸水素アンモニウム</u>	炭酸アンモニウム
<u>トラガントガム</u>	<u>トリアカンソスガム</u>
<u>カラギナン</u>	[新設]
<u>寒天</u>	[新設]

<u>酵素</u>	[新設]
[削る]	<u>その他の食品添加物</u>

- ・ コーデックスガイドラインとの適合を図るとともに、新たに規定された食品添加物について手当する。
- ・ その他の食品添加物については実績がないため削除する。

4 別表 2 の変更 (薬剤 (基準))

改正案	現 行
[削る]	<u>除虫菊乳剤</u>
[削る]	<u>デリス乳剤</u>
[削る]	<u>デリス粉</u>
[削る]	<u>デリス粉剤</u>
[削る]	<u>なたね油乳剤</u>
[削る]	<u>マシン油エアゾル</u>
[削る]	<u>マシン油乳剤</u>
[削る]	<u>硫黄くん煙剤</u>
[削る]	<u>硫黄粉剤</u>
[削る]	<u>硫黄・銅水和剤</u>
[削る]	<u>水和硫黄剤</u>
[削る]	<u>シイタケ菌糸体抽出物液剤</u>
[削る]	<u>炭酸水素ナトリウム水溶剤</u>
[削る]	<u>炭酸水素ナトリウム・銅水和剤</u>
[削る]	<u>銅水和剤</u>
[削る]	<u>銅粉剤</u>
[削る]	<u>硫酸銅</u>
[削る]	<u>生石灰</u>
[削る]	<u>液化窒素剤</u>
[削る]	<u>天敵等生物農薬及び生物農薬製剤</u>
[削る]	<u>性フェロモン剤</u>
[削る]	<u>誘引剤</u>
[削る]	<u>忌避剤</u>
[削る]	<u>クロレラ抽出物液剤</u>
[削る]	<u>混合生薬抽出物液剤</u>
[削る]	<u>カゼイン石灰</u>
[削る]	<u>パラフィン</u>

[削る]	<u>ワックス水和剤</u>
[削る]	<u>二酸化炭素剤</u>
[削る]	<u>ケイソウ土剤</u>
<u>除虫菊抽出物</u> (共力剤としてピペロニルブトキ サイドを含まないものに限るこ と。)	[新設]
<u>植物及び動物油</u> (農産物に対して病害虫を防除す る目的で使用する場合を除く。)	[新設]
<u>ゼラチン</u> (農産物に対して病害虫を防除す る目的で使用する場合を除く。)	[新設]
<u>カゼイン</u> (農産物に対して病害虫を防除す る目的で使用する場合を除く。)	[新設]
<u>こうじかび菌由来の発酵産物</u> (農産物に対して病害虫を防除す る目的で使用する場合を除く。)	[新設]
<u>シイタケ菌糸体抽出物</u> (農産物に対して病害虫を防除す る目的で使用する場合を除く。)	[新設]
<u>クロレラ抽出物</u> (農産物に対して病害虫を防除す る目的で使用する場合を除く。)	[新設]
<u>キチン</u> (天然物質由来のものに限り、農 産物に対して病害虫を防除する目 的で使用する場合を除く。)	[新設]
<u>ミツロウ</u> (農産物に対して病害虫を防除す る目的で使用する場合を除く。)	[新設]
<u>珪酸塩鉱物</u> (農産物に対して病害虫を防除す る目的で使用する場合を除く。)	[新設]
<u>ケイソウ土</u>	[新設]
<u>ベントナイト</u>	[新設]

<u>(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)</u>	
<u>珪酸ナトリウム</u>	[新設]
<u>(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)</u>	
<u>重曹</u>	[新設]
<u>二酸化炭素</u>	[新設]
<u>カリウム石鹸 (軟石鹸)</u>	[新設]
<u>(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)</u>	
<u>エチルアルコール</u>	[新設]
<u>(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)</u>	
<u>ホウ酸</u>	[新設]
<u>(捕虫器に使用する場合に限り、と。)</u>	
<u>性フェロモン</u>	[新設]
<u>(昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)</u>	

- ・ 製造段階における病害虫防除の資材であるにもかかわらず、現実には製造段階においては使用されない農薬を薬剤としてリスト化していることから、すべて削除し、新たに製造段階で使用できるコーデックスガイドラインに適合した資材をリスト化する。

有機農産物加工食品の日本農林規格（平成１２年１月２０日農林水産省告示第６０号）一部改正新旧対照表（案）

改 正 案	現 行								
有機農産物加工食品の日本農林規格 （目的） 第１条　〔略〕 （有機農産物加工食品の生産の原則） 第２条　〔略〕 （定義） 第３条　この規格において、有機農産物加工食品とは、<u>次条</u>の基準を満たす方法により生産された農産物加工食品をいう。 （生産の方法についての基準） 第４条　生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	有機農産物加工食品の日本農林規格 （目的） 第１条　この規格は、有機農産物加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機農産物加工食品の生産の原則） 第２条　有機農産物加工食品の生産の原則は次のとおりとする。 原材料である有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成１２年１月２０日農林水産省告示第５９号）第３条に規定するものをいう。以下同じ。）の持つ特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本とすること。 （定義） 第３条　この規格において、有機農産物加工食品とは、<u>第４条</u>の基準を満たす方法により生産された農産物加工食品をいう。 （生産の方法についての基準） 第４条　生産の方法についての基準は、次のとおりとする。								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="114 758 277 825">事 項</th><th data-bbox="277 758 1068 825">基 準</th></tr> <tr> <td data-bbox="114 825 277 1441">〔略〕</td><td data-bbox="277 825 1068 1441">〔略〕</td></tr> </table>	事 項	基 準	〔略〕	〔略〕	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1131 758 1294 825">事 項</th><th data-bbox="1294 758 2087 825">基 準</th></tr> <tr> <td data-bbox="1131 825 1294 1441">原材料（加工助剤を含む。）</td><td data-bbox="1294 825 2087 1441"> 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 １　有機農産物（その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が生産し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第１４条又は第１５条により格付けされた有機農産物にあってはこの限りではない。） ２　有機農産物加工食品（その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が製造又は加工し、法第１４条又は第１５条により格付された有機農産物加工食品にあってはこの限りではない。） ３　１及び２以外の農産物（原材料として使用した有機農産物と同一の作目に係る農産物、放射線照射食品及び組換えＤＮＡ技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されるものを除く。）・畜水産物（放射線照射食品及び組換えＤＮＡ技術を用いて生産されるものを除く。）及びその加工品（原材料として使用した有機農産物加工食品と同一の種類の農産物加工食品及び放射線照射食品を除く。） ４　食塩、水 ５　別表１に掲げる食品添加物（組換えＤＮＡ技術を用いて製造されたものを除く。） </td></tr> </table>	事 項	基 準	原材料（加工助剤を含む。）	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 １　有機農産物（その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が生産し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第１４条又は第１５条により格付けされた有機農産物にあってはこの限りではない。） ２　有機農産物加工食品（その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が製造又は加工し、法第１４条又は第１５条により格付された有機農産物加工食品にあってはこの限りではない。） ３　１及び２以外の農産物（原材料として使用した有機農産物と同一の作目に係る農産物、放射線照射食品及び組換えＤＮＡ技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されるものを除く。）・畜水産物（放射線照射食品及び組換えＤＮＡ技術を用いて生産されるものを除く。）及びその加工品（原材料として使用した有機農産物加工食品と同一の種類の農産物加工食品及び放射線照射食品を除く。） ４　食塩、水 ５　別表１に掲げる食品添加物（組換えＤＮＡ技術を用いて製造されたものを除く。）
事 項	基 準								
〔略〕	〔略〕								
事 項	基 準								
原材料（加工助剤を含む。）	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 １　有機農産物（その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が生産し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第１４条又は第１５条により格付けされた有機農産物にあってはこの限りではない。） ２　有機農産物加工食品（その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が製造又は加工し、法第１４条又は第１５条により格付された有機農産物加工食品にあってはこの限りではない。） ３　１及び２以外の農産物（原材料として使用した有機農産物と同一の作目に係る農産物、放射線照射食品及び組換えＤＮＡ技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、ＤＮＡをつなぎ合わせた組換えＤＮＡを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されるものを除く。）・畜水産物（放射線照射食品及び組換えＤＮＡ技術を用いて生産されるものを除く。）及びその加工品（原材料として使用した有機農産物加工食品と同一の種類の農産物加工食品及び放射線照射食品を除く。） ４　食塩、水 ５　別表１に掲げる食品添加物（組換えＤＮＡ技術を用いて製造されたものを除く。）								

原材料の使用割合	1 原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める有機農産物及び有機農産物加工食品以外の農産物、畜産物又は<u>水産物並びにこれらの加工品の重量の割合が5 %以下であること。</u> 2 [略]
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工の方法は、別表 1 に掲げる食品添加物を使用する場合を除き、<u>物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されるものを利用した方法を除く。）</u>によること。 2 <u>病虫害の防除、食品の保存、病原菌の除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。</u> 3 <u>病虫害の防除は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されるものを利用した方法を除く。）によること。ただし、物理的方法又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合は、別表 2 に掲げる薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみが使用されていること。また、別表 2 に掲げるものを使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止されていること。</u> 4 原材料として使用される有機農産物又は有機農産物加工食品は、他の農産物又は加工食品と<u>混合しないよう</u>に管理されていること。 5 <u>原材料の基準、原材料の使用割合の基準及び上記 1 から 4 までの基準に従って製造され又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤と接触しないよう</u>に管理されていること。

（有機農産物加工食品の名称及び原材料名の表示）

第5条 有機農産物加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「<u>有機農産物加工食品（○○）</u>」又は「○○（有機農産物加工食品）」 (2) 「有機○○」又は「○○（有機）」 (3) 「オーガニック○○」又は「○○（オーガニック）」 （注）「○○」にはその一般的な加工食品の名称を記載すること。 2 前項の規定に<u>かかわらず</u>転換期間中有機農産物又は転換期間中有機農産物を製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1 に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載し、<u>名称の表示を行わなければならない。</u>

	以下同じ。）
原材料の使用割合	1 食塩及び水の重量を除いた原材料のうち有機農産物及び有機農産物加工食品以外の農産物、畜産物又は<u>水産物及びその加工品の重量に占める割合が5 %以下であること。</u> 2 食品添加物の使用は当該加工食品を製造又は加工するために必要な最小限度のものであること。
製造、加工、包装その他の工程に係る管理	1 製造又は加工の方法は、別表 1 に掲げる食品添加物を使用する場合を除き、<u>物理的又は生物の機能を利用した方法（使用する酵素等は組換えDNA技術を用いて生産されるもの以外のものに限る。）</u>によること。 2 <u>病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。</u> 3 <u>病虫害の防除に使用する薬剤は別表 2 に掲げるもののみを使用すること。別表 2 に掲げるものを使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止されていること。</u> 4 原材料として使用される有機農産物又は有機農産物加工食品は、他の農産物又は加工食品と<u>混合するおそれのないよう</u>管理されていること。 5 <u>製造又は加工された有機農産物加工食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないよう</u>に管理されていること。

（有機農産物加工食品の名称及び原材料名の表示）

第5条 有機農産物加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
名称の表示	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「<u>有機農産物加工食品</u>」 (2) 「有機○○」又は「○○（有機）」 (3) 「オーガニック○○」又は「○○（オーガニック）」 （注）「○○」にはその一般的な加工食品の名称を記載すること。 2 前項の規定に<u>係わらず</u>転換期間中有機農産物又は転換期間中有機農産物を製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1 に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載<u>すること。</u>

[略]	[略]
-------	-------

附 則

この告示は、公布の日から起算して３０日を経過した日から施行する。

別表 １

食 品 添 加 物	基 準
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
炭酸ナトリウム及び炭酸水素ナトリウム	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
炭酸アンモニウム及び炭酸水素アンモニウム	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

原材料名の表示	１ 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）又は有機農産物加工食品（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）にあつては、その一般的な農産物又は農産物加工食品の名称に「有機」等の文字を冠して記載すること。 ２ 転換期間中有機農産物又は転換期間中有機農産物加工食品を原材料として製造又は加工したものにあっては、１に定めるところにより記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。
---------	---

別表 １

食 品 添 加 物	基 準
クエン酸	p H調整剤として使用するもの又は野菜加工品若しくは果実加工品に使用する場合に限ること。
D L - リンゴ酸	
乳酸	野菜加工品に使用する場合に限ること。
L - アスコルビン酸	
タンニン	ろ過助剤として使用する場合に限ること。
硫酸	p H調整剤として砂糖類の製造における抽出水のp H調整に使用する場合に限ること。
炭酸ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品若しくはめん、パン類に使用する場合に限ること。
炭酸カリウム	果実加工品の乾燥に使用する場合又は穀類加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
炭酸カルシウム	
炭酸アンモニウム	
炭酸マグネシウム	
塩化カリウム	野菜加工品、果実加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。
塩化カルシウム	凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜加工品、果実加工品若しくは豆類の調整品に使用する場合に限ること。
塩化マグネシウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
粗製海水塩化マグネシウム	凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
水酸化ナトリウム	p H調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品

[略]	[略]	水酸化カリウム	に使用する場合に限ること。
[略]		水酸化カルシウム	p H調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
[略]		D L - 酒石酸	
[略]		L - 酒石酸	
[略]	[略]	D L - 酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	L - 酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	D L - 酒石酸水素カリウム	穀類加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	L - 酒石酸水素カリウム	穀類加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	リン酸二水素カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。
[略]	[略]	硫酸カルシウム	凝固剤として使用するもの又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
[略]		アルギン酸	
[略]		アルギン酸ナトリウム	
[略]		カロブبینガム	
[略]		グアーガム	
<u>トラガントガム</u>		<u>トリアカンソスガム</u>	
[略]	[略]	アラビアガム	食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]		キサンタンガム	
[略]		カラヤガム	
<u>カラギナン</u>		カゼイン	
[略]		ゼラチン	
<u>寒天</u>		ペクチン	
[略]		エタノール	
[略]		ミックスココフェロール	
[略]	[略]	酵素処理レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。
[略]	[略]	酵素分解レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。
[略]	[略]	植物レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。
[略]	[略]	卵黄レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。
[略]		タルク	
[略]		ベントナイト	
[略]		カオリン	
[略]		ケイソウ土	
[略]		パーライト	
[略]	[略]	二酸化珪素	ゲル又はコロイド溶液として使用する場合に限ること。
[略]		活性炭	
[略]	[略]	ミツロウ	分離剤として使用する場合に限ること。
[略]	[略]	カルナウバロウ	分離剤として使用する場合に限ること。

〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 除虫菊抽出物 植物及び動物油 ゼラチン カゼイン こうじかび菌由来の発酵産物 シイタケ菌糸体抽出物 クロレラ抽出物 キチン ミツロウ 珪酸塩鉱物 ケイソウ土 ベントナイト 珪酸ナトリウム 重曹 二酸化炭素 カリウム石鹼（軟石鹼） エチルアルコール ホウ酸 性フェロモン	〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 捕虫器に使用する場合に限ること。 昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 カゼイン石灰 パラフィン ワックス水和剤 二酸化炭素剤 ケイソウ土剤	展着剤として使用する場合に限ること。 展着剤として使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。
(注)〔 略 〕		(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。	

〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 除虫菊抽出物 植物及び動物油 ゼラチン カゼイン こうじかび菌由来の発酵産物 シイタケ菌糸体抽出物 クロレラ抽出物 キチン ミツロウ 珪酸塩鉱物 ケイソウ土 ベントナイト 珪酸ナトリウム 重曹 二酸化炭素 カリウム石鹼（軟石鹼） エチルアルコール ホウ酸 性フェロモン	〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 〔 削る 〕 共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。 捕虫器に使用する場合に限ること。 昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。	クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 カゼイン石灰 パラフィン ワックス水和剤 二酸化炭素剤 ケイソウ土剤	展着剤として使用する場合に限ること。 展着剤として使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。
(注)〔 略 〕	(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。		